

一般社団法人はたらく女性の全国センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、「一般社団法人はたらく女性の全国センター」(略称 ACW2) とする。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、はたらく女性の権利を守り、一人ひとりがその人らしく、安心して文化的な生活を営めるように、性差別、暴力や抑圧、搾取のない社会を実現することを目的とする。この法人は、次の事業を行う。

- (1) 会員交流、表現活動支援事業
- (2) 働く女性の全国ホットラインによる相談事業
- (3) 共育ワークショップ、講座事業
- (4) 調査研究、政策提言活動
- (5) 生活の支え合い事業
- (6) 情報提供、ネットワーク連携事業
- (7) 女性アクティビスト、ユニオンサポート事業
- (8) その他、この法人の目的達成に寄与する事業

(公告)

第4条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の「社員」とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した女性(性自認が女性の人を含む)とする。
- (2) サポーター会員 この法人の目的に賛同して、事業を賛助するために入会した個人(性・性自認を問わない)及び団体とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、所定の様式により、入会の申込みを行い、代表理事の承認を得るものとする。

(会費等)

第7条 会員は、正会員・サポーター会員ともに、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費として、社員総会において別に定める額を支払う。

2 正会員として入会しようとする者のうち生活困窮者は、所定の様式に則り申請し、代表理事の承認を受けることで、会費の一部を免除されるものとする。

3 この法人の会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

(平等の原則)

第8条 会員はいかなる場合も平等にとりあつかわれ、国籍・宗教・思想・信条等によって会員としての資格を奪われない。

(正会員の権利)

第9条 正会員は平等に以下の権利をもつ。

(1) この定款に基づき、自由に意見を表明し社員総会の議決に参加する権利

(2) この法人に活動の報告を求める権利

(3) この法人の除名処分等に対して異議申し立てを行う権利

(正会員の義務)

第10条 正会員は次の義務を負う。

(1) この規約および社員総会の決議を守り、この法人の発展に努める義務

(2) 会費を納入する義務

(サポーター会員の権利)

第11条 サポーター会員は次の権利を持つ。

(1) この法人に活動の報告を求める権利

(2) サポーター会員は、議決権を持たない。

(サポーター会員の義務)

第12条 サポーター会員は次の義務を負う。

会費を納入する義務

(任意退会)

第13条 会員は、所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第14条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(4) 但し、当該会員が異議申立てすることを認める。

(会員資格の喪失)

第15条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第10条(2)の支払いの義務を免除申請することなく、3年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡あるいは失そう宣告を受けたとき。
- (3) 当該会員が解散若しくは破産したとき。

第3章 社員総会

(構成)

第16条 社員総会は正会員をもって構成する。

(開催)

第17条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 代表理事は、前項の規定による請求があったときには、6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 社員総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって開会日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、出席者のうち代表理事により選任された正会員の一人がこれに当たる。

(議決権)

第20条 社員総会における議決権は、1正会員につき1個とする。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正社員の半数以上であって総正会員

の議決の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) この法人の解散
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 社員総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって決議し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名する。

第4章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事2名を置く。
- (2) 理事2名を代表理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び代表理事は、社員総会の決議によって選任及び選定する。

- 2 理事の不測の事態に備え、補欠を2名以下、合わせて社員総会の議決により選任する。
- 3 理事については、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理と政令で定める特別の関係がある者を含む。）合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事の報酬等、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第28条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第29条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第30条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第7章 補則

(委任等)

第31条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事が別に定める。

2 この定款に定めない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

